

「野焼き」は法律で禁止されています！

家庭から出たごみなどを野外で焼却することは、法律で原則として禁止されています。

「近所でごみを燃やして臭いがする」「煙の臭いが洗濯物についてしまう」などの苦情が寄せられます。ごみを燃やすと「煙」や「悪臭」による生活環境の悪化や、燃やすものによっては有毒物質であるダイオキシン類の発生原因になることもあります。

ごみは正しく分別し、指定の日、指定の場所に出してください。



野焼きとは・・・

定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為のこと。家庭でのごみの焼却行為のほとんどは「野焼き」に該当します。例えば、ドラム缶やブロツク囲いでの焼却・地面に穴を掘って焼却する行為などを指します。

※例外として、公益上や社会慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、農業や林業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な廃棄物の焼却などの行為があります。ただし、例外とされている廃棄物の焼却であっても、生活環境に支障をきたしている場合は行政指導の対象となります。

不法投棄は犯罪です！

一部の心ない人により、道路、水路、山林などに家電製品やタイヤ、家庭ごみなどの不法投棄が後を断ちません。

不法投棄により町が汚れ、地域に住む方はもちろんですが、玖珠町を訪れるお客様にも不快な思いをさせています。

自然環境や生活環境の保全のため、不法投棄を防止するためには「不法投棄をさせない、できない環境づくり」が大切です。町民の皆さんには地域の目となっていただき、不法投棄を発生させない環境づくりにご協力をお願いします。



不法投棄防止対策

投棄者が判明しない場合、その土地の所有者または管理者が投棄物の撤去を行うこととなります。不法投棄防止に次のような対策が効果的です。

- ・ 柵やネットを設置するなど、侵入を防止する。
- ・ 草刈りをするなど、死角をなくす。
- ・ 花を植えたりするなど、管理されていることをアピールする。
- ・ 不法投棄防止啓発の看板を設置し、定期的にパトロールする。



※啓発看板をご希望の場合は、環境班にご相談ください。

不法投棄は法律により処罰されます

廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、罰則規定が設けられています。違反すると不法投棄をした者は投棄した廃棄物の撤去を求められるとともに、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。また、法人の業務に関して不法投棄をした場合は、3億円以下の罰金が科せられます。

蒸気機関車29612号の定期清掃

毎月第2日曜日、午前8時から、豊後森機関庫公園で「蒸気機関車29612号」の定期清掃を行っています。

これは、蒸気機関車を綺麗に守るための活動です。多くの皆様のご協力をお願いします。なお、雨天の場合は、定期清掃は中止となります。

問 企画商工観光課 観光振興班 ☎(72) 7153

